

第52回 姉妹県青少年ふれあい事業（青少年受入）実施要項

1 目 的

姉妹県盟約を結んでいる鹿児島県青少年との交流や、双方の歴史・文化や自然の学習を通して、人生に夢や目標を抱き、自分の行動や言動に責任を持ち、他者との協調性を備えた岐阜県の将来を担う健全な青少年のリーダーを育成することを目的とする。

2 主 催 岐阜県・鹿児島県

3 期 日

(1) 事前研修（予定）

日 時：令和6年7月7日（日） 午前10時から午後4時まで
場 所：海津市歴史民俗資料館

(2) 本研修【受入】

日 時：令和6年7月26日（金）～7月29日（月）

場 所：岐阜県内

(岐阜県庁訪問、史跡見学、体験学習、グループ討議、野外活動等)

4 経 費

事業にかかる経費のうち、参加者一人あたり1万円を徴収する。その他、事業に係る諸経費は、主催者が負担する。（ただし、参加者の居住地から集合・解散場所までの往復旅費（事前研修含む）は自己負担とする。）

※体調不良等により参加の継続が困難と診断されたことに伴い発生する宿泊、移動等に要する費用を負担していただく場合がある。

※事業が途中で中止となった場合、原則として参加者負担金の返金は行わない。

5 参加者

鹿児島県 青年…10名程度、少年…10名程度 計20名

6 參加資格

事業当日（令和6年7月26日（金）～7月29日（月））の全行程及び岐阜県が事前に行う研修会に参加できる者で、次の（1）または（2）の要件を満たす者。

(1) 青年

令和6年4月1日現在18歳から概ね30歳までの者（高校生を除く）で、次のいずれかの要件を満たす者。

- ①県内に在住または県内の企業等に勤務し、地域や職場のリーダーとして将来有望であり、事業参加後もその経験をいかしてボランティア活動や地域づくり等を活発に行える者。
 - ②岐阜県内の青年団体に所属し、事業参加後もその経験をいかして青少年団体活動、ボランティア活動や地域づくり等を活発に行える者。
 - ③県内に在住の学生または県内の大学等に在学し、事業参加後もその経験をいかしてボランティア活動や地域づくり等を活発に行える者。

(2) 少年

県内の中学校、高等学校または高等専門学校（1～3年）に在籍し、事業参加後もその経験をいかして青少年団体活動、ボランティア活動や地域づくり等を活発に行える者で、保護者の承諾が得られる者。

7 募集及び選考

詳細については、別に定める募集要領による

(1) 青年

令和6年度新規参加者は公募とし、令和5年度からの継続参加者については、参加意思確認を行った上で参加決定を行う。

(2) 少年

令和6年度新規参加者は少年団体等からの推薦とし、令和5年度からの継続参加者については、参加意思確認を行った上で参加決定を行う。

※ただし、前年度高校3年生だったものは青年とする。

8 体調管理の取り扱いについて

- (1) 事業参加前は、健康状態の確認に努めることとする。
- (2) 参加日当日に参加者本人に発熱等の風邪症状がみられる場合は、参加を見合わせていただくこととする。
- (3) 事業実施中に体調不良等により参加の継続が困難と診断された場合は、保護者またはそれに類する方に迎えに来ていただく場合がある。

9 その他

- (1) この事業は、岐阜県への受入と鹿児島県訪問を1セットとしているため、2年間連続参加を原則とする。
- (2) 研修終了後、研修レポート（1,200字程度）を提出すること。
- (3) 姉妹県青少年ふれあい事業に関する資料への個人情報の掲載、写真及び映像の資料への掲載及び広報を目的とした利用について、原則として同意することとする。